

グアム日本人会会則

第一章 総則

第一条（会の呼称）

本会はグアム日本人会(JAPAN CLUB OF GUAM) と呼称する。

第二条（事務所）

本会は理事会の決定に従って事務所を設置する。

第三条（目的）

本会は会員相互の親睦、知識の涵養、福祉の増進及び日本・グアム親善ならびに地域社会への貢献をはかることを目的とする任意団体である。

ただし、本会は政治ならびに宗教に関与しない。

第四条（会員の資格及び権利）

1-1 名誉会長

在ハガツニャ日本国総領事に対し本人の同意を得て贈るものとする。

ただし、会費は免除する。

1-2 名誉会員

在グアム日本国民または、日本人会に対して特別な貢献があったもので、会員が推薦し、理事会において承認された者。

ただし、会費は免除する。

1-3 個人会員

グアムに在住する満 18 才以上の日本国民、及びかつて日本国民で、婚姻またはその他の理由で日本国籍を離れた者ならびに日系人で第十一条 2 項に定める会費を納めた者。

1-4 法人会員

日本資本の在グアム法人もしくは入会を希望し、理事会で承認されたその他の在グアム法人で、第十一条 3 項に定める会費を納めた者。

1-5 一般会員

法人会員に属する個人ならびに満 18 才以上の家族で、グアムに在住する日本国民、及びかつて日本国民で婚姻またはその他の理由で日本国籍を離れた者ならびに日系人で、第十一条 2 項に定める会費を納めない者。

1-6 準会員

第四条 1 項-1 から第四条 1 項-4 までのいずれにも属さないグアム在住者で、理事会で承認され、第

第十一条 4 項に定める会費を納めた者。 準会員は、日本人会の各部が主催する諸活動へ参加する権利を有するが、日本人会からの刊行物の配布はされない。

1-7 特別法人会員

現地資本の在グアム法人で、入会を希望し理事会で承認され、第十一条 5 項に定める会費を納めた者で、以下のいずれも所属しない者。日本国民、かつて日本国民で婚姻またはその他の理由で日本国籍を離れた者、日系人。

特別法人会員は日本人会の各部が主催する諸活動に参加する権利は有するが、一般会員の登録は認められないものとする。

1-8 NPO 会員

第三条（目的）に合致した目的を持つ NPO（非利益団体）であり、入会を希望し理事会で承認され、第十一条 6 項に定められた会費を納めた者。

NPO 会員は日本人会の各部が主催する諸活動に参加する権利は有するが、一般会員の登録は認められないものとする。

1-9 島外サポーター会員

グアム在住ではない個人で、入会を希望し理事会で承認され、第十一条 8 項に定められた会費を納めた者。但し過去 1-1～8 であったものに限る。

2. 個人ならびに法人会員は、理事、監事の選挙権及び、被選挙権を有し、総会における議決権は個人会員は一票、法人会員は第十一条 3 項に定める票数を有する。

ただし、名誉会長、名誉会員、一般会員、準会員、特別法人会員、NPO 会員ならびに島外サポーター会員はこの権利を有しない。

第二章 理事会

第五条（構成及び運営）

1. 理事会は定時総会において法人会員中より選出される理事（以下法人理事と称す）ならびに個人会員中より選出される理事（以下個人理事と称す）を以て構成され、本会の運営に当る。理事の総数は 20 名を限度とするが、うち 1 名以上は個人理事であることを要す。

2. 理事の任期は定時総会より次年度の定時総会までの一カ年とするが、理事の再任はこれを妨げない。

ただし連続 3 期を限度とする。

3. 理事に欠員が生じた場合は選挙後 6 カ月以内に限り、次点者を得票の順位に従い逐次会長が任命する。また、選挙後 6 カ月以内において次点者が不在となった場合、または、6 カ月以後においても理事に欠員がある場合、会長は理事会の承認を得て、個人ならびに法人会員中より、それぞれ後任の理事を任命することができ、理事の総数を原則として 12 名以上を以て構成させなければならない。

なお、後任理事の任期は前任者の残任期間とする。

4. 理事会は原則として毎月 1 回会長がこれを召集し、全理事の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、理事会の決議は出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

ただし総会後第一回目の理事会は前期の会長がこれを召集する。会長、副会長不在の場合の理事会の運営は、会長によって委嘱された理事によって行われる。

5. 理事会への理事の出席は委任状による代理出席が認められない。

6. 理事は在任期間中連続 3 回以上定例理事会に欠席してはならず、この出席義務を怠った理事は、理事会の承認を得て会長が解任することができる。

7. 会員及び理事会で承認された者は、理事会を傍聴できる。

第三章 役員

第六条（会長、副会長、書記及び会計）

1. 本会に会長 1 名、副会長 2 名、書記及び会計各 1 名を置く。

2. 総会後第一回目の理事会において、理事より役員を投票により選出する。

3. 会長は、本会を代表し理事会の運営を統括する。会長事故あるとき、または在任中に離任する際は副会長が残任期間その任に当る。

4. 副会長は会長を補佐し、会長不在の際はこれを代理する。副会長はその在任中に事故あるとき、または在任中に離任する際は理事会においてその理事中より投票により選出する。

5. 書記は総会、理事会における議事録の作成ならびに保管その他必要とする業務を行う。書記はその在任中に事故あるとき、または離任する際は理事会において理事中より投票により選出する。

6. 会計は本会の会計事務を管理する。会計はその在任中に事故あるとき、または離任する際は理事会において理事中より投票により選出する。

7. 役員任期は定時総会より次年度の定時総会までの一カ年とするが役員再任はこれを妨げない。

ただし連続 3 期を限度とする。

第四章 総会

第七条（運営）

1. 定時総会は毎年 7 月に開催し、臨時総会は理事会の決議または個人ならびに法人会員の持票数のそれぞれ 3 分の 1 以上の要求があったとき、会長がこれを召集する。

2. 総会においては、議長を会長、副会長、理事、監事以外より選出する。

3. 総会は個人ならびに法人会員の持票数の過半数の出席によって成立し、総会の決議は出席者の 3 分の 2 以上による賛成を必要とする。

4. 委任状は、総会の成立要件のみに適用する。

第八条 (決議事項)

1. 定時総会においては、年次事業報告、会計報告、次年度の理事、監事の選出、その他理事会において総会の決議が必要と認められた事項を議決する。
2. 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。
 - 2-1 会則の改正
 - 2-2 解散

第九条 (選挙)

1. 会長は理事、監事中より4名の選挙管理委員、及び理事、監事以外の個人ならびに法人会員中より3名の選挙管理委員を委嘱する。
2. 個人ならびに法人会員は理事ならびに監事に自ら立候補する資格を有する。ただし法人会員に属する会員から個人理事に立候補できる者は1法人から1名とする。
3. 選挙管理委員は、理事ならびに監事候補を個人ならびに法人会員中より推薦できる。
4. 個人ならびに法人会員で理事または監事に立候補または推薦された場合は、本人または推薦者がその旨を選挙管理委員に明示された立候補締切日までに届出をしなければならない。また選挙管理委員はその立候補者名を定時総会前に一般に公示する。
5. 理事ならびに監事の選挙は、候補者の中から定時総会において行われる。

第五章 会計

第十条 (会計年度)

本会の会計年度は7月1日より翌年6月30日までとする。

第十一条 (会費)

1. 本会の経費は会費及び寄付をもって充当する。
2. 個人会費は年額1人US \$40.00とする。
ただし、配偶者及び一親等の家族を個人会員として登録する場合は、家族会費として年額US\$60.00とする。
3. 法人会費
 - 3-1 法人会費は、3-2通り定め、各年度会費は理事会において決定する。
 - 3-2 法人会費は前年度の年商規模に基づくスケール会費と当該年度に登録された一般会員数に基づく一般会員数会費の合計額とし、別表「法人会費算出表」に定める。また、総会における議決権を行使できる票数は当該年度会費額によって決定され、別表「法人会員の総会における議決権」に定める。
 - 3-3 法人が年度途中に日本人会に新規加入する場合は、その加入時期により、法人会費額

の7～9月100%、10月～12月75%、1月～3月50%、4月～6月25%をその加入年度の法人会費とする。

3-4 法人会費納入額は、翌年度の日本人会総会において、会計部より報告される。

4. 準会員の会費は年額1人US\$20.00とする。

5. 特別法人会員の会費は年額1法人US\$250.00とする。

6. NPO会員の会費は年額1団体US\$200.00とする。

7. 一旦納入した会費は返済しない。

8. 島外サポーター会員も会費は年額一人US\$10.00とする。

第十二条（監査）

1. 本会の会計を監査するため、個人あるいは法人会員中より監事各2名を置く。

2. 監事の任期及び欠員の補充については、本会則第五条2項及び3項を準用する。但し、法人会員から選出された監事については「連続3期を限度」の準用範囲外とする。

3. 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

第六章 事業、部活動

第十三条（事業、部活動）

1. 本会に次の各部を置く。

教育部、文化・商工部、青年部、渉外広報部、総務部、会計部その他理事会で必要と認めたもの。

2. 各部長は、会長によって委嘱され、部活動は部長がその任に当る。

3. 部活動に必要な年次予算ならびに企画は、理事会の承認を要する。

4. 各部の事業及び部活動は次の通り。

4-1 教育部：学校理事会に参画し、日本人学校（全日制及び補習授業校）の経営監督にあたる。

4-2 文化・商工部：文化及び婦人関係事業活動ならびに日本人会法人会員層との親睦、啓蒙教育、地域貢献を図るため諸活動に当たる。

婦人部（Japan Women's Club）は、この部の活動に含まれる。

4-3 青年部：日本人会及び地域層との親睦を図るため、秋祭り等各種活動及び各種スポーツ・レクリエーション活動の実施に当る。

4-4 渉外広報部：日本人会ニュースの発行及び、ホームページの更新等各種広報活動及び、渉外に当たる。

4-5 総務部：日本人会事務局の運営管理、及び会員健康保険事務代行など一般サービスに当たる。

4-6 会計部：日本人会の経理、及び財務情報を、会員に対し客観的かつ公正な情報を開示するなど管理業務に当る。

第七章 表彰

第十四条（表彰規定）

1.（表彰対象）

本会は第三条に定める本会の目的に鑑み、以下の者を表彰対象とする表彰を行うものとする。

(1) グアム日本人会ならびにグアム日本人社会全体の親睦と発展のために献身的に奉仕し、顕著な功績のあった個人、法人または団体。

(2) 日本・グアムの友好親善の推進に格段の寄与をし、且つ地域社会の発展に多大な貢献をした個人、法人または団体。

(3) 寄付行為、人命救助、防災活動、防犯活動、環境保護・整備活動で日本の名誉を大いに高揚させる善行を行った個人、法人または団体。

(4) 本会の理事・監事を原則として連続3期務め、本会の発展のために常に尽力を惜しまぬ活躍をした個人会員または法人会員。

2.（表彰者）

表彰はグアム日本人会会長がこれを行う。

3.（表彰方法）

表彰は表彰状に記念品を添えて行う。

4.（表彰の推薦）

表彰対象者の推薦は本会会員が対象者の功績を記載した推薦状を以て本会会長宛に行うものとする。

5.（被表彰の決定）

被表彰者の決定は理事会において審議の上、原則として出席理事全員の賛成を以て決議されるものとする。

6.（表彰の時期）

表彰は原則として定時総会を期に、その席上にて執り行うものとする。

1976年4月改正

1977年4月改正

1978年4月改正

1979年4月改正

1980年4月改正

1981年4月改正

1982年4月改正

1984 年 4 月改正
1984 年 4 月改正
1985 年 4 月改正
1988 年 4 月改正
1989 年 4 月改正
1990 年 4 月改正
1992 年 4 月改正
1994 年 4 月改正
2001 年 4 月改正
2003 年 4 月改正
2004 年 4 月改正
2008 年 4 月改正
2009 年 4 月改正
2011 年 4 月改正
2023 年 4 月改正
2025 年 7 月改正